

**香港**  
**特許(経過措置)規則**  
2004年L.N.29改正  
2004年2月27日施行  
第514B章

目次

序

第1条 (省略)

第2条 解釈

廃止条例に基づく権利又は権利の見込を有する者に影響を及ぼす経過措置

第3条 廃止条例に基づいて登録された特許

第4条 第3条により効力を有するみなし標準特許の存続期間

第5条 廃止条例に基づく係属中の登録出願

第6条 現存1949年法又は1977年法特許

第7条 1977年法特許の公開された出願

第8条 1977年法特許の公開された出願—施行日後12月以内に特許付与の場合の代替手続

第9条 1949年法特許を求める現存出願及び当該出願により施行日後に付与される特許

雑則

第10条 現存登録特許の補正又は取消が効力を有さないこと

第11条 異議申立又は取消手続に続く、連合王国特許庁における1949年法特許の補正又は取消

第12条 1949年法に基づく特許及び特許出願とその他の特許及び特許出願との間の優先権

第13条 登録簿の記入

第14条 第13条に基づいて詳細が登録簿に加えられる場合の第三者の権利の保護

第15条 登録官は附則を改正できる

附則1 本規則第3条適用上の条例の適用(第3条及び第15条)

附則2 本規則第6条適用上の条例の適用(第6条及び第15条)

附則3 本規則第7条適用上の条例の適用(第7条及び第15条)

附則4 本規則第8条適用上の条例の適用(第8条及び第15条)

附則5 本規則第9条適用上の条例の適用(第9条及び第15条)

## 序

### 第1条 (省略)

### 第2条 解釈

(1) 本規則においては、文脈上別異の解釈を要する場合を除き、

(a) 「対応 1949 年法又は 1977 年法特許」とは、みなし標準特許について、第 3 条(1)にいう現存登録特許を構成する 1949 年法又は 1977 年法特許をいう。

「みなし標準特許」とは、第 3 条(1)により付与されたとみなされる標準特許をいう。

「欧州特許」とは、欧州特許条約により付与された特許をいう。

「欧州特許条約」とは、1973 年 10 月 5 日、ミュンヘンにおいて締結された欧州特許の付与に関する条約をいう。

「欧州特許庁」とは、欧州特許条約により設立された欧州特許機構の当該名称による庁をいう。

「条例」及び「基本条例」とは、特許条例(Cap 514)をいう。

「連合王国特許庁」とは、発明特許付与のために連合王国の法律に基づいて設立された庁をいう。

(b) 次の左欄に列挙する表現は、当該表現に関して右欄に列挙する条例の規定におけるのと同一の意味を有する。

表現	条例の関連規定
1949 年法	第 159 条(1)
1949 年法特許	第 159 条(1)
1977 年法	第 159 条(1)
1977 年法特許	第 159 条(1)
施行日	第 159 条(1)
欧州特許(連合王国)	第 159 条(1)
現存 1949 年法又は 1977 年法特許	第 159 条(1)
現存 1949 年法特許出願	第 159 条(1)
現存登録特許	第 159 条(1)
廃止条例に基づく係属中の特許登録出願	第 159 条(1)
公開された 1977 年法特許の出願	第 159 条(1)
廃止条例	第 159 条(1)
標準特許	第 2 条(1)

(2004 年 L. N. 29)

(c) 本規則に使用する他の表現は、条例におけるのと同一の意味を有する。

(2) 条例第 159 条(2)(a)及び(b)が、同条に現れる「この部」の語句を「本規則において」の語句で差し替えるものとして、本規則について適用される。

## 廃止条例に基づく権利又は権利の見込を有する者に影響を及ぼす経過措置

### 第3条 廃止条例に基づいて登録された特許

(1) 施行日以後、標準特許は、施行日直前に廃止条例に基づいて登録され、かつ、施行日に連合王国において有効であった1949年法又は1977年法特許の各々(本規則において「現存登録特許」という)の公開された明細書に示された発明につき、基本条例第27条(1)(b)に基づいて付与されたものとみなされ、また、そのような標準特許の各々は、廃止された条例に基づいて現存登録特許の所有者として登録された者による、基本条例に基づく出願によりそのように付与されたものとみなされる。

(2) 附則1は、当該みなし標準特許の各々に関して施行日以後条例の一定の規定を適用することを保証する効果を有するが、別途定める場合を除き、条例は、当該特許に関しては適用されない。

(3) (1)において、現存登録特許の公開された明細書というときは、施行日において連合王国の法律に従って補正された又は補正されたものとして取り扱われる当該明細書をいう。これは、当該補正に関して廃止条例第9条に基づく登録官に対する請求がなされているか否かを問わない。

(4) みなし標準特許に係る条例第38条の適用上、第4条(1)(b)適用上のみなし標準特許に関して適用される出願日は、当該みなし標準特許についてのみなし出願日として取り扱われる。

### 第4条 第3条により効力を有するみなし標準特許の存続期間

(1) 第3条(1)により効力を有するみなし標準特許の各々は、次に掲げる通りとする。

(a) 施行日に付与され、施行日から発効するものとみなされる。

(b) (2)に従うことを条件として、次の日から始まる20年の期間の終了まで有効に存続し、かつ、1949年法又は1977年法特許が連合王国において有効に存続するか否かを問わず有効に存続する。

(i) 現存登録特許が1949年法特許である場合は、1949年法に基づく完全明細書の提出日、又は

(ii) 現存登録特許が1977年法特許である場合は、連合王国特許庁又は(場合により)欧州特許庁における当該特許の出願日

(2) (3)に定める日から第3年次又はそれ以降の各年次の満了後、更に1年間有効に標準特許を維持することを望む場合は、条例第39条(2)の適用上、所定の更新手数料を、当該第3年次、又は場合により、その後続年次の満了前であって、当該満了日前3月以内の日までに納付するものとし、当該手数料が納付されないときは、みなし標準特許は、当該3年次又はその後続年次の満了時に効力を停止する。

(3) (2)の適用上定める日付は、施行日後最初に発生する、みなし標準特許に係る(1)(b)(i)又は(ii)に定める日の周年日である。

(4) 条例第39条(4)は、みなし標準特許に関し、次の通りであるものとして適用される。

(a) 条例第39条(4)において条例第39条(2)に定める期間というときは、本条(2)に定める期間をいうものとする。

(b) 条例第39条(4)において標準特許というときは、みなし標準特許をいうものとする。

(5) 登録官は、官報の告示により、みなし標準特許に係る所定の更新手数料の最も早い納付

日を決定する基準である，(2)に定める期間を変更することができる。

#### 第5条 廃止条例に基づく係属中の登録出願

(1) 施行日直前に，廃止条例第5条に基づいて1949年法又は1977年法特許が登録されるべく廃止条例第3条に基づいて出願がなされていたが，登録証明書が交付されていなかった場合は，基本条例第154条が制定されなかったものとして，廃止条例第5条が，当該特許について引き続き適用される。ただし，廃止条例第5条における登録官への言及は，基本条例に基づく登録官への言及として読み替えるものとする。

(2) 第3条の適用上，(1)により，廃止条例第5条による登録証明書が発明特許に関して施行日以後に交付される場合は，当該特許は，施行日の前日に廃止条例に基づいて登録されたものとみなされ，従って標準特許は，第3条(1)により当該発明につき付与されたものとみなされる。

(3) みなし標準特許が，本条に定めるように登録官による証明書の交付により，第3条(1)に従って効力を有する場合は，当該証明書が交付された日前になされた何らかの行為に関し，みなし標準特許の侵害に対する如何なる訴訟も成立しない。

#### 第6条 現存1949年法又は1977年法特許

(1) 本規則及び必要な修正に従うことを条件として，条例第23条から第27条まで(指定特許の登録及び標準特許の付与を規定する)は，登録簿に登録された指定特許出願により指定特許庁において付与された特許に関して，及び，条例第II部に基づく標準特許出願人又はその権原承継人に関して適用されるように，次の事項に関して適用される。

(a) 現存1949年法又は1977年法特許，及び

(b) 当該特許の譲受人又は当該特許の譲受人から譲渡，移転若しくは他の法律の作用により権利を取得した者

(2) 前記のように適用される条例第23条(2)の適用上，現存1949年法又は1977年法特許に係る登録及び付与請求は，次が生じる日の何れか早い方までになされるものとする。

(a) 施行日後12月，又は

(b) 現存特許付与日後5年

また，(b)において「特許付与日」とは，次に掲げる日をいう。

(i) 現存1949年法特許については，1949年法第19条に基づく特許証の捺印日又は(場合により)1977年法第25条により連合王国において特許が発効する日

(ii) (iii)が適用される特許以外の現存1977年法特許については，1977年法第25条により連合王国において当該特許が発効する日

(iii) 欧州特許(連合王国)である現存1977年法特許については，1977年法第77条により連合王国において当該特許が発効する日

(3) 附則2第I部は，(1)の適用上の条例第23条から第27条までが，これらの条に関して附則2第I部に定められた修正に従うことを条件として，有効であることを保証する効果を有する。

(4) 附則2第II部及び第III部は，本条に定める特許又は特許出願について施行日以後に条例の一定の規定を適用することを保証する効果を有するが，別途定める場合を除き，条例は，当該特許又は特許出願に関しては適用されない。

## 第7条 1977年法特許の公開された出願

(1) 本規則及び必要な修正に従うことを条件として、条例の各条は、次に掲げる通り適用される。

(a) 条例第15条から第22条まで(標準特許出願の第1段階として指定特許出願を登録簿へ記録することについて規定する)が、指定特許庁における発明特許の出願、及び条例第12条に基づいて当該発明の標準特許出願をする権利を有する者に関して適用されるように、次に關して適用される。

(i) 施行日前に公開された1977年法特許の出願、及び

(ii) 当該出願において出願人として記名された者、又は当該出願人から譲渡、移転若しくは他の法律作用により権利を取得した者、また

(b) 条例第23条から第27条まで(指定特許の登録及び標準特許の付与について規定する)が、登録簿に登録された指定特許出願により指定特許庁において付与された特許、及び条例第II部に基づく標準特許出願人、又はその権原承継人に関して適用されるように、次に關して適用される。

(i) 1977年法特許の公開された出願により施行日後に付与された1977年法特許(当該特許が欧州特許(連合王国)であるか、又は1977年法により付与された特許であるかを問わない)、及び

(ii) 当該特許の譲受人、又は当該譲受人から譲渡、移転若しくは他の法律作用により権利を取得した者

(2) 前記のように適用される条例第15条(1)の適用上、1977年法特許の公開された出願の記録請求は、施行日後18月以内のいつでもすることができる。

(3) 附則3第I部は、(1)の適用上の条例第15条から第27条までが、条例第15条から第27条までに係る附則3第I部に定める修正に従うことを条件として、有効であることを保証する効果を有する。

(4) 附則3第II部は、本条に定める特許又は特許出願に關して施行日以後に条例の一定の規定の適用を保証する効果を有するが、別途定める場合を除き、条例は、当該特許又は特許出願に關しては適用されない。

## 第8条 1977年法特許の公開された出願—施行日後12月以内に特許付与の場合の代替手続

(1) 本規則及び必要な修正に従うことを条件として、かつ、第7条を害することなく、条例第23条から第27条まで(指定特許の登録及び標準特許の付与について規定する)が、登録簿に登録された指定特許出願により指定特許庁において付与された特許、及び条例第II部に基づく標準特許出願人又はその権原承継人に関して適用されるように、次に關して適用される。

(a) 施行日後12月以内に特許が付与される場合は、第7条(1)(b)(i)に定める種類の1977年法特許、及び

(b) 当該特許の譲受人又は当該譲受人から譲渡、移転若しくは他の法律作用により権利を取得した者

(2) 前記のように適用される条例第23条(2)の適用上、(1)による登録及び付与請求は、1977年法特許の付与日後6月以内になすものとし、また本項において「付与日」とは、次の日をいう。

(a) (b)が適用される特許を除く1977年法特許に關しては、1977年法第25条により連合王

国において特許が発効する日

(b) 欧州特許(連合王国)である 1977 年法特許に関しては、1977 年法第 77 条により連合王国において特許が発効する日

(3) 附則 4 第 I 部は、(1)の適用上の条例第 23 条から第 27 条までが、条例第 23 条から第 27 条までに係る附則 4 第 I 部に定める修正に従うことを条件として、有効であることを保証する効果を有する。

(4) 附則 4 第 II 部は、本条に定める特許又は特許出願に関して施行日以後に条例の一定の規定の適用を保証する効果を有するが、別途定める場合を除き、条例は、当該特許又は特許出願に関しては適用されない。

### **第 9 条 1949 年法特許を求める現存出願及び当該出願により施行日後に付与される特許**

(1) 本規則及び必要な修正に従うことを条件として、条例第 23 条から第 27 条まで(指定特許の登録及び標準特許の付与について規定する)が、登録簿に登録された指定特許出願により指定特許庁において付与された特許、及び条例第 II 部に基づく標準特許出願人又はその権原承継人に関して適用されるように、次に関して適用される。

(a) 1949 年法特許を求める現存出願により施行日後に付与された特許、及び

(b) 当該特許の譲受人、又は当該譲受人から譲渡、移転若しくは他の法律作用により権利を取得した者

(2) 前記のように適用される条例第 23 条の適用上、(1) (a)に定める 1949 年法特許に係る登録及び付与請求は、次が生じる日の何れか早い方までになされるものとする。

(a) 特許付与日後 6 月、又は

(b) 1949 年法による完全明細書の提出日後 20 年

また、(a)において、「付与日」とは、1977 年法第 25 条により連合王国において特許が発効する日をいう。

(3) 附則 5 第 I 部は、(1)の適用上の条例第 23 条から第 27 条までが、条例第 23 条から第 27 条までに係る附則 5 第 I 部に定める修正に従うことを条件として、有効であることを保証する効果を有する。

(4) 附則 5 第 II 部は、本条に定める特許又は特許出願に関して施行日以後に条例の一定の規定の適用を保証する効果を有するが、別途定める場合を除き、条例は、当該特許又は特許出願に関しては適用されない。

## 雑則

### 第 10 条 現存登録特許の補正又は取消が効力を有さないこと

第 11 条において又は条例第 158 条 (3) (d) の適用上制定される他の規則において規定する場合を除き、施行日以後に制定され又は発効する命令又は他の法律作用による連合王国における現存登録特許の如何なる補正又は取消も、その補正又は取消が施行日前の日から連合王国において効力を有するか又は有するとして取り扱われているか否かを問わず、本規則により条例に基づいて付与されるか又は付与されるとみなされる標準特許の目的では効力を有さない。

### 第 11 条 異議申立又は取消手続に続く、連合王国特許庁における 1949 年法特許の補正又は取消

(1) 本条は、次に適用される。

(a) 1949 年法特許である現存登録特許により第 3 条に基づく効力を有するみなし標準特許

(b) 現存 1949 年法特許、又は 1949 年法特許を求める現存出願により付与される特許により第 6 条又は第 9 条に基づいて効力を有する標準特許

(2) 条例第 43 条、第 44 条及び第 91 条 (1) (i) は、次に掲げる通りであるものとして、(1) に定める標準特許に関して適用される。

(a) 当該条において「対応指定特許」というときは、当該特許に関し (1) に定める 1949 年法特許をいうものとして

(b) 「指定特許庁」というときは、連合王国特許庁をいうものとして

(c) 所定の異議申立又は取消手続というときは、1977 年法による 1949 年法特許の補正又は取消手続をいうものとして

### 第 12 条 1949 年法に基づく特許及び特許出願とその他の特許及び特許出願との間の優先権

(1) 本条は、次の事項の間に生じる優先権の疑義の解決のために効力を有する。

(a) 1949 年法特許及び 1949 年法特許出願、及び

(b) 1977 年法特許及び 1977 年法特許出願、並びに条例に基づく特許及び特許出願

(2) 1949 年法に基づく完全明細書は、条例第 94 条 (3) の適用上、次のものとして扱われ、本項により当該明細書に関して適用される条例第 94 条 (3) において、「なされた」の語句は省略される。

(a) 1949 年法により公開された場合は、条例により公開された特許出願として

(b) 1949 年法による出願日を有する場合は、当該出願日を条例に基づく出願日として有する条例に基づく特許出願として

### 第 13 条 登録簿の記入

(1) 施行日以後、条例に基づいて維持される登録簿に、第 3 条 (1) に基づいて付与されたとみなされる標準特許の各々の詳細が記入すべきものとみなされる。

(2) (1) により登録簿に記入すべきとみなされる詳細を登録簿に加えることは、登録官の義務であり、そのために登録官は、施行日に連合王国において有効であった、廃止された条例に基づいて登録された 1949 年法又は 1977 年法特許を特定するために合理的に実行可能な手段を講じるものとし、また、登録官は本項の適用上、反証がなければ、次の特許が、施行日に

連合王国において有効であると推測することができる。

(a) 施行日前に存続期間が満了する予定であった特許を除き、1996年12月6日に連合王国において有効な1949年法又は1977年法特許、及び

(b) 1996年12月6日以後に連合王国において付与された1949年法又は1977年法特許

(3) 登録官は、対応1949年法又は1977年法特許が施行日に連合王国において有効でなかったことを知るに至ったときは、(2)に述べた推測の何れかに依拠して自らが登録簿に加えたみなし標準特許に係る詳細を抹消することができる。

(4) 登録官は、対応1949年法又は1977年法特許が施行日に連合王国において有効でなかったと思われる場合において、本項に基づいて何人かから請求があったときは、みなし標準特許に係る詳細を登録簿から抹消することができる。

(5) (4)に基づく請求は、所定の様式によりなすものとする。

(6) みなし標準特許に係る如何なる詳細も、当該詳細を抹消する登録官の意図の通知又は(場合により)当該請求の通知が、所定の方法により、みなし標準特許の所有者として登録簿に記名されている者に送付されていない限り、(3)に基づいて、又は(4)に基づく請求により登録簿から抹消されることはない。

(7) (3)に基づいて、又は(4)に基づく請求により登録簿から抹消された詳細は、登録簿に初めから加えられなかったものとみなす。

(8) 登録官は、特許がみなし標準特許であることに納得する場合において、本項に基づいて特許所有者から請求があったときは、当該特許に関して(1)により登録簿に記入すべきとみなされる詳細を登録簿に加えることができる。

#### **第14条 第13条に基づいて詳細が登録簿に加えられる場合の第三者の権利の保護**

(1) 本条は、次の場合に適用される。

(a) みなし標準特許に係る詳細が、第13条(8)により登録簿に加えられる場合、及び

(b) 施行日に、対応1949年法又は1977年法特許が、更新手数料の不納を理由として、連合王国において効力を有することを停止していたが、その後、1977年法に基づいてなされる回復命令により連合王国において回復される場合

(2) (3)に規定される場合を除き、対応1949年法又は1977年法特許が効力を有することを停止していた事実は、みなし標準特許の所有者が条例第X部に基づく発明の実施を防止する権利に対し、又は侵害行為に係る条例第XI部に基づく手続を提起する権利に対し、影響を及ぼさず、また特に、対応1949年法又は1977年法特許が更新され、かつ、1977年法の適用上初めから満了していなかったものとして取り扱われることが可能であった期間の侵害行為に関する前記の権利に対し、影響を及ぼさない。

(3) 対応1949年法又は1977年法特許が、連合王国においてそのように更新されることがもはや可能でなくなった後であるが、みなし標準特許の詳細が第13条(8)により登録簿に加えられる前に、香港において何人かが、次の通りなしたときは、その者は、(4)に定める権利を有する。

(a) 本条がなかったならば、みなし標準特許の侵害を構成したであろう行為をなすことを善意で始めたか、又は

(b) そのような行為をなすために有効かつ真摯な準備を善意でなした。

(4) (3)にいう権利は、次に掲げる権利である。



- (a) (3)にいう行為をなすことを続行し、又はその行為をなす権利
  - (b) 業として、そのような行為がなされたか、又はそのような行為をなすための準備がなされていたときは、次の権利
    - (i) 個人の場合は、
      - (A) そのような行為をなす権利を譲渡し又は死亡時にそのような権利を移転する権利、又は
      - (B) 当該行為がなされ又は当該行為をなすための準備がなされていた事業のその時のパートナーの何れかが当該行為をなすことを授権する権利
    - (ii) 法人の場合は、当該行為をなす権利を譲渡し又は法人の解散時に当該権利を移転する権利
- また、本項により当該行為をなすことは、当該みなし標準特許の侵害に至らない。
- (5) (4)に定める権利は、(3)にいう行為をなすことのライセンスを何人かに付与する権利を含まない。
  - (6) (4)により与えられる権利の行使において特許製品が他人に処分される場合は、当該他人又はその者を通して主張する者は、当該製品が登録特許所有者により処分されたものとしてその製品を取り扱うことができる。

#### **第15条 登録官は附則を改正できる**

登録官は、官報告示により附則の何れかを改正することができる。

## 附則 1 本規則第 3 条適用上の条例の適用(第 3 条及び第 15 条)

第 I 部 本規則第 3 条(2)適用上の条例の、現存登録 1949 年法特許に基づくみなし標準特許への適用

1. 現存登録特許が 1949 年法特許である場合は、施行日以後、かつ、2. に定める修正に従うことを条件として、第 3 条(1)により効力を有するみなし標準特許の各々に関し、条例の次の規定が適用される。

第 2 条から第 7 条まで、第 9 条、第 38 条、第 47 条から第 54 条まで、第 62 条、第 63 条、第 104 条から第 107 条まで、第 130 条から第 133 条まで、第 135 条から第 143 条まで、第 145 条、及び第 147 条から第 153 条まで

2. 1. の適用上、欄 1 に指定する条例の規定の適用は、欄 2 に当該規定に対応して指定する修正に従うことを条件として、効力を有する。

条例の規定	修正
第 3 条	(i) から (iv) まで及び (vi) は適用しない。
第 4 条	(a) (1) における定義については、次の通りに読む。 「指定特許」とは、現存 1949 年法特許をいい、 「指定特許出願」とは、完全明細書が連合王国特許庁の法律に基づいて公開されている 1949 年法特許を求める連合王国特許庁における出願をいい、 「指定特許庁」とは、連合王国特許庁をいう。」 (b) (2) (a) 及び (b) は、次の通りに読む。 「(a) みなし標準特許に係る「対応指定特許」というときは、対応 1949 年法特許をいい、 (b) 「対応指定特許出願」というときは、対応指定特許を求める出願をいう。」
第 5 条	(a) (1) (a) は適用されない。 (b) (2) (d) は、次の通りに読む。 「(d) 指定特許出願が公開されるというときは、1949 年法特許の完全明細書の、連合王国特許庁の法律に基づく公開」
第 6 条	(5) は適用されない。
第 104 条	(2) において、「特許出願の公用語」は、「特許登録条例(Cap. 42)に基づいて登録出願がなされた言語」と読む。

3. 1. 及び 2. は、次の通り効力を有する。

(a) 本規則第 3 条、第 11 条及び第 13 条に従うことを条件として

(b) 条例第 155 条から第 157 条まで(一定の状況では、一定の特許に係る条例の規定を適用する)を害することなしに

第 II 部 本規則第 3 条(2)適用上の条例の、現存登録 1977 年法特許に基づくみなし標準特許への適用

1. 現存登録特許が 1977 年法特許である場合は、施行日以後、かつ、2. に定める修正に従うことを条件として、第 3 条(1)により効力を有するみなし標準特許の各々に関し、条例の次の規定が適用される。

第 2 条から第 7 条まで、第 9 条、第 40 条、第 41 条、第 46 条から第 56 条まで、第 62 条から第 67 条まで、第 76 条から第 79 条まで、第 82 条から第 84 条まで、第 91 条から第 107 条まで、第 130 条から第 143 条まで、及び第 145 条から第 153 条まで

2. 1. の適用上、欄 1 に指定する条例の規定の適用は、欄 2 に当該規定に対応して指定する修正に従うことを条件として、効力を有する。

条例の規定	修正
第 3 条	(a) (i)から(iii)までは適用されない。 (b) (iv)において、「記録請求の公開」は、「標準特許の付与」と読む。
第 4 条	(a) (1)における定義については、次の通りに読む。 「指定特許」とは、現存 1977 年法特許をいい、 「指定特許出願」とは、次に掲げる出願をいう。 (a) 1977 年法特許を求める連合王国特許庁における出願であって、その出願が連合王国特許庁の法律に基づいて公開されているもの (b) 欧州特許(連合王国)を求める欧州特許庁における出願であって、その出願が欧州特許庁の法律に基づいて公開されているもの (c) 公開されている国際出願であって、連合王国特許庁又は(場合により)欧州特許庁において有効に国内段階に入っているもの 「指定特許庁」とは、次をいう。 (a) 連合王国特許庁、又は (b) 欧州特許(連合王国)又は欧州特許(連合王国)出願に係る欧州特許庁 (b) (2) (a)及び(b)は、次の通りに読む。 「(a) みなし標準特許に係る「対応指定特許」というときは、対応 1977 年法特許をいい、 (b) 「対応指定特許出願」というときは、対応指定特許を求める出願をいう。」
第 55 条	(7)において、「付与日」は、「対応 1977 年法特許の付与日」と読む。
第 64 条	(1)において、「標準特許の付与日」は、「施行日」と読む。
第 91 条	(1)において、次に掲げる通りとする。 (a) (d)において、次の通りに読む。 (i) 「特許出願」は、「対応 1977 年法特許出願」と読み、 (ii) 「特許出願」は、「対応 1977 年法特許出願」と読み、 (b) (e)において、「特許出願」は、「対応 1977 年法特許出願」と読み、 (c) (i)は適用されない。
第 92 条	(a) (1) (a)において、「取消が求められている特許」は、「対応 1977 年法特許」と読む。 (b) (1) (b)において、「取消が求められている特許の付与日」は、「1977 年法特許の付与日」と読む。
第 94 条	(2) (a)及び(3) (a)において、「標準特許」は、「対応 1977 年法特許」と読む。
第 100 条	(3)において、次の通りとする。 (a) (a)において、2 回現れる「標準特許」は、「対応 1977 年法特許」と読む。 (b) 「ただし」に始まり「に限られる」に終わる段落は適用されない。
第 101 条	(4) (b) (i)において、「特許付与日」は、「対応 1977 年法特許付与日」と読む。
第 103 条	(3) (a)において、「出願」は、「対応 1977 年法特許出願」と読む。
第 104 条	(2)において、「特許出願の公用語」は、「特許登録条例(Cap. 42)によりなされる登録出願の言語」と読む。

3. 1. 及び 2. は次の通り効力を有する。

(a) 本規則第 3 条及び第 13 条に従うことを条件として

(b) 条例第 155 条から第 157 条まで(一定の場合には一定の特許に係る条例の規定を適用する)を害することなしに

## 附則 2 本規則第 6 条適用上の条例の適用(第 6 条及び第 15 条)

第 I 部 本規則第 6 条(1)の適用上の適用時の条例第 23 条から第 27 条までの修正

本規則第 6 条(1)の適用上の条例第 23 条から第 27 条までの適用は、次に掲げる修正に従うことを条件として、効力を有する。

(a) 条例第 23 条及び第 24 条において、「指定特許庁」は、現れる箇所を問わず、「連合王国特許庁又は(場合により)欧州特許庁」と読む。

(b) 条例第 23 条(3)(c)及び第 24 条(1)(d)は適用されない。

(c) 条例第 24 条(2)は、次の通りに読む。

「(2) 登録及び付与請求の一部の登録官に対する最先の提出が次のうち早い方の後に生じた場合は、当該請求は、特許出願として取り扱われない。

(a) 施行日後 12 月に生じる日、及び

(b) 現存 1949 年法又は(場合により)1977 年法特許の付与日後 5 年に生じる日」

第 II 部 特許又は特許出願が現存 1949 年法特許に基づく場合の本規則第 6 条(4)適用上の条例の適用

1. 現存特許が 1949 年法特許である場合は、施行日以後、かつ、2. に定める修正に従うことを条件として、本規則第 6 条(1)による標準特許出願の各々、及び当該出願により付与される標準特許の各々に関し、条例の次の規定が適用される。

第 2 条から第 7 条まで、第 9 条、第 11 条、第 28 条から第 32 条まで、第 36 条から第 38 条まで、第 39 条(1)、第 47 条から第 54 条まで、第 62 条、第 63 条、第 68 条から第 75 条まで、第 80 条、第 81 条、第 85 条から第 87 条まで、第 89 条、第 90 条、第 104 条から第 107 条まで、第 130 条から第 133 条まで、第 135 条から第 143 条、第 145 条、及び第 147 条から第 153 条まで

2. 1. の適用上、欄 1 に指定する条例の規定の適用は、欄 2 に当該規定に対応して指定する修正に従うことを条件として、効力を有する。

条例の規定	修正
第 3 条	(a) (i) 及び(ii)において、「記録請求」は「登録及び付与請求」と読む。 (b) (iii) から(vi) までは適用されない。
第 4 条	(1)における定義については、次の通りに読む。 「指定特許」とは、現存 1949 年法特許をいい、 「指定特許出願」とは、完全明細書が連合王国特許庁の法律に基づいて公開されている 1949 年法特許についての連合王国における出願をいい、 「指定特許庁」とは、連合王国特許庁をいう。」
第 5 条	(a) (1) (a) は適用されない。 (b) (2) (d) は、次の通りに読む。 「(d) 指定特許出願が公開されるというときは、連合王国特許庁の法律に基づく 1949 年法特許出願の明細書の公開をいう。」
第 6 条	(5) は適用されない。

3. 1. 及び 2. は次の通り効力を有する。

(a) 本規則第 5 条、第 11 条及び第 13 条に従うことを条件として

(b) 条例第 155 条から第 157 条まで(一定の場合には一定の特許に係る条例の規定を適用す

る)を害することなしに

### 第 III 部 特許又は特許出願が現存 1977 年法特許に基づく場合の本規則第 6 条(4)適用上の 条例の適用

1. 現存特許が 1977 年法特許である場合は、施行日以後、かつ、2. に定める修正に従うことを条件として、第 6 条(1)による標準特許出願の各々、及び当該出願により付与される標準特許の各々に関し、条例の次の規定が適用される。

第 2 条から第 7 条まで、第 9 条、第 11 条、第 28 条から第 32 条まで、第 36 条から第 41 条まで、第 43 条、第 44 条、第 46 条から第 56 条まで、第 62 条から第 87 条まで、第 89 条、第 90 条から第 107 条まで、第 130 条から第 143 条まで、及び第 145 条から第 153 条まで

2. 1. の適用上、欄 1 に指定する条例の規定の適用は、欄 2 に当該規定に対応して指定する修正に従うことを条件として、効力を有する。

条例の規定	修正
第 3 条	(a) (i) 及び(ii)において、「記録請求」は、「登録及び付与請求」と読む。 (b) (iii)は適用されない。 (c) (iv)において、「記録請求の公開」は、「標準特許の付与」と読む。
第 4 条	(1)における定義については、次の通りに読む。 「指定特許」とは、現存 1977 年法特許をいい、 「指定特許出願」とは、次に掲げる出願をいう。 (a) 1977 年法特許を求める連合王国特許庁における出願であって、その出願が連合王国特許庁の法律に基づいて公開されているもの (b) 欧州特許(連合王国)を求める欧州特許庁における出願であって、その出願が欧州特許庁の法律に基づいて公開されているもの (c) 公開されている国際出願であって、連合王国特許庁又は(場合により)欧州特許庁において有効に国内段階に入っているもの 「指定特許庁」とは、次をいう。 (a) 連合王国特許庁、又は (b) 欧州特許(連合王国)又は欧州特許(連合王国)出願については、欧州特許庁」
第 91 条(1)	(a) (d)において、次の通りに読む。 (i) 「特許出願」は、「対応 1977 年法特許出願」と読む。 (ii) 「特許出願」は、「対応 1977 年法特許出願」と読む。 (b) (e)において、「特許出願」は、「対応 1977 年法特許出願」と読む。
第 94 条	(2) (a) 及び(3) (a)において、「標準特許」は、「対応 1977 年法特許」と読む。
第 103 条	(3) (a)において、「出願」は、「対応 1977 年法特許出願」と読む。

3. 1. 及び 2. は次の通り効力を有する。

(a) 本規則第 6 条及び第 13 条に従うことを条件として

(b) 条例第 155 条から第 157 条まで(一定の場合に一定の特許に係る条例の規定を適用する)  
を害することなしに

### 附則 3 本規則第 7 条適用上の条例の適用(第 7 条及び第 15 条)

第 I 部 本規則第 7 条(1)の適用上の適用時の条例第 15 条から第 27 条までの修正

本規則第 7 条(1)の適用上の条例第 15 条から第 27 条までの適用は、次に掲げる修正に従うことを条件として、効力を有する。

(a) 条例第 15 条から第 17 条まで、第 20 条、及び第 22 条から第 24 条までにおいて、「指定特許庁」は、現れる箇所を問わず、「連合王国特許庁又は(場合により)欧州特許庁」と読む。

(b) 条例第 15 条(6)及び第 16 条(a)は、適用されない。

(c) 条例第 15 条(2)(a)において、「公開された」は、「連合王国特許庁又は(場合により)欧州特許庁により公開された」と読む。

(d) 条例第 22 条(1)(b)及び(3)(a)において、「対応指定特許出願」は、何れの箇所に現れるかを問わず、「対応 1977 年法特許の公開された出願」と読む。

(e) 条例第 16 条は、施行日前に、1977 年法特許の公開された出願が、連合王国特許庁又は(場合により)欧州特許庁において、当該特許庁における国内段階への有効な移行に続き、公開されていた場合、かつ、その場合に限り、効力を有する。

(f) 条例第 17 条(2)において、「対応指定特許出願の公開後 6 月」は、「施行日後 18 月」と読む。

(g) 条例第 23 条並びに第 24 条(1)(a)及び(c)において、「指定特許」は、現れる箇所を問わず、「1977 年法特許」と読む。

第 II 部 本規則第 7 条(4)の適用上の条例の適用

1. 施行日以後、かつ、2. に定める修正に従うことを条件として、本規則第 7 条(1)による標準特許出願の各々及び当該出願により付与される標準特許の各々に関し、条例の次の規定が適用される。

第 2 条から第 7 条まで、第 9 条から第 11 条まで、第 28 条から第 41 条まで、第 43 条から第 56 条まで、第 62 条から第 107 条まで、第 130 条から第 143 条まで、及び第 145 条から第 153 条まで

2. 1. の適用上、欄 1 に指定する条例の規定の適用は、欄 2 に当該規定に対応して指定する修正に従うことを条件として、効力を有する。

条例の規定	修正
第 4 条	(1)における定義については、次の通りに読む。 「指定特許」とは、1977 年法特許をいい、 「指定特許出願」とは、次に掲げる出願をいう。 (a) 1977 年法特許を求める連合王国特許庁における出願であって、その出願が連合王国特許庁の法律により公開されているもの (b) 欧州特許(連合王国)を求める欧州特許庁における出願であって、その出願が欧州特許庁の法律により公開されているもの (c) 公開されている国際出願であって、連合王国特許庁又は(場合により)欧州特許庁において有効に国内段階に入っているもの 「指定特許庁」とは、次をいう。 (a) 連合王国特許庁、又は (b) 欧州特許(連合王国)又は欧州特許(連合王国)出願については、欧州特許庁」
第 91 条	(a) (1)(d)において、次の通りに読む。

	(i) 「特許出願」は、「対応 1977 年法特許出願」と読む。 (ii) 「特許出願」は、「対応 1977 年法特許出願」と読む。 (b) (1) (e)において、「特許出願」は「対応 1977 年法特許出願」と読む。
第 94 条	(2) (a) 及び (3) (a) において、「標準特許」は、「対応 1977 年法特許」と読む。
第 103 条	(3) (a) において、「出願」は、「対応 1977 年法特許出願」と読む。

3. 1. 及び 2. は次の通り効力を有する。

(a) 本規則第 7 条及び第 13 条に従うことを条件として

(b) 条例第 155 条から第 157 条まで(一定の状況では、一定の特許に係る条例の規定を適用する)を害することなしに

#### 附則 4 本規則第 8 条適用上の条例の適用(第 8 条及び第 15 条)

第 I 部 本規則第 8 条(1)の適用上の適用時の条例第 23 条から第 27 条までの修正

1. 本規則第 8 条(1)の適用上の条例第 23 条から第 27 条までの適用は、次の修正に従うことを条件として、効力を有する。

(a) 条例第 23 条及び第 24 条において、「指定特許庁」は、現れる箇所を問わず、「連合王国特許庁又は(場合により)欧州特許庁」と読む。

(b) 条例第 23 条(3)(c)及び第 24 条(1)(d)及び(2)(b)は、適用されない。

第 II 部 本規則第 8 条(4)の適用上の条例の適用

1. 施行日以後、かつ、2.に定める修正に従うことを条件として、第 8 条(1)による標準特許出願の各々及び当該出願により付与される標準特許の各々に関し、条例の次の規定が適用される。

第 2 条から第 7 条まで、第 9 条、第 11 条、第 28 条から第 32 条まで、第 36 条から第 41 条まで、第 43 条、第 44 条、第 46 条から第 56 条まで、第 62 条から第 87 条まで、第 89 条から第 107 条まで、第 130 条から第 143 条まで、及び第 145 条から第 153 条まで

2. 1.の適用上、欄 1 に指定する条例の規定の適用は、欄 2 に当該規定に対応して指定する修正に従うことを条件として、効力を有する。

条例の規定	修正
第 3 条	(a) (i)及び(ii)において、「記録請求」は、「登録及び付与請求」と読む。 (b) (iii)は適用されない。 (c) (iv)において、「記録請求の公開」は、「標準特許の付与」と読む。
第 4 条	(1)における定義については、次の通りに読む。 「指定特許」とは、1977 年法特許をいい、 「指定特許出願」とは、次に掲げる出願をいう。 (a) 1977 年法特許を求める連合王国特許庁における出願であって、その出願が連合王国特許庁の法律に基づいて公開されているもの (b) 欧州特許(連合王国)を求める欧州特許庁における出願であって、その出願が欧州特許庁の法律に基づいて公開されているもの (c) 公開されている国際出願であって、連合王国特許庁又は(場合により)欧州特許庁において有効に国内段階に入っているもの 「指定特許庁」とは、次をいう。 (a) 連合王国特許庁、又は (b) 欧州特許(連合王国)又は欧州特許(連合王国)出願については、欧州特許庁」
第 91 条	(a) (1)(d)において、次の通りに読む。 (i) 「特許出願」は、「対応 1977 年法特許出願」と読む。 (ii) 「特許出願」は、「対応 1977 年法特許出願」と読む。 (b) (1)(e)において、「特許出願」は、「対応 1977 年法特許出願」と読む。
第 94 条	(2)(a)及び(3)(a)において、「標準特許」は、「対応 1977 年法特許」と読む。
第 103 条	(3)(a)において、「出願」は、「対応 1977 年法特許出願」と読む。

3. 1.及び 2. は次の通り効力を有する。

(a) 本規則第 8 条及び第 13 条に従うことを条件として

(b) 条例第 155 条から第 157 条まで(一定の場合には一定の特許に係る条例の規定を適用する)を害することなしに



附則 5 本規則第 9 条適用上の条例の適用(第 9 条及び第 15 条)

第 I 部 本規則第 9 条(1)の適用上の適用時の条例第 23 条から第 27 条までの修正

本規則第 9 条(1)の適用上の条例第 23 条から第 27 条までの適用は、次に掲げる修正に従うことを条件として、効力を有する。

(a) 条例第 23 条及び第 24 条において、「指定特許庁」は、現れる箇所を問わず、「連合王国特許庁」と読む。

(b) 条例第 23 条(3)(c)及び第 24 条(1)(d)は適用されない。

(c) 条例第 24 条(2)は、次の通りに読む。

「(2) 登録及び付与請求の一部の登録官に対する最先の提出が次の通りに生じた場合は、当該請求は特許出願として取り扱われない。

(a) 1949 年法特許付与日後 6 月を超えて、又は

(b) 1949 年法による完全明細書の提出日後 20 年を超えて」

第 II 部 本規則第 9 条(4)適用上の条例の適用

1. 施行日以後、かつ、2. に定める修正に従うことを条件として、第 9 条(1)による標準特許出願の各々及び当該出願により付与される標準特許の各々に関し、条例の次の規定が適用される。

第 2 条から第 7 条まで、第 9 条、第 11 条、第 28 条から第 32 条まで、第 36 条から第 38 条まで、第 39 条(1)、第 47 条から第 54 条まで、第 62 条、第 63 条、第 68 条から第 75 条まで、第 80 条、第 81 条、第 85 条から第 87 条まで、第 89 条、第 90 条、第 104 条から第 107 条まで、第 130 条から第 133 条まで、第 135 条から第 143 条まで、第 145 条、及び第 147 条から第 153 条まで

2. 1. の適用上、欄 1 に指定する条例の規定の適用は、欄 2 に当該規定に対応して指定する修正に従うことを条件として、効力を有する。

条例の規定	修正
第 3 条	(a) (i) 及び(ii)において、「記録請求」は、「登録及び付与請求」と読む。 (b) (iii), (iv) 及び(vi)は適用されない。
第 4 条	(1)における定義については、次の通りに読む。 「「指定特許」とは、現存 1949 年法特許をいい、 「指定特許出願」とは、完全明細書が連合王国特許庁の法律に基づいて公開されている 1949 年法特許を求める連合王国特許庁における出願をいい、 「指定特許庁」とは、連合王国特許庁をいう。」
第 5 条	(a) (1) (a)は適用されない。 (b) (2) (d)は、次の通りに読む。 「(d)指定特許出願が公開されるというときは、1949 年法特許の完全明細書の連合王国特許庁の法律に基づく公開」
第 6 条	(5)は適用されない。

3. 1. 及び 2. は次の通り効力を有する。

(a) 本規則第 9 条、第 11 条及び第 13 条に従うことを条件として

(b) 条例第 155 条から第 157 条まで(一定の状況では、一定の特許に係る条例の規定を適用する)を害することなしに